蒸気発生器細管の損傷を大目に見るという措置を取りましたが、昨年秋に再び放射能漏れを起こしてしまいました。それを機に、ＮＲＣ内部の非公開資料も明るみに出ました。そして、住民の反対運動はいっそう高まり、ＮＲＣや電力会社がいやがった公聴会を開くよう国会議員まで要求するようになりました。電力会社は「もはやこれまで」と、予定を３年早めて閉止に踏み切り、同時に、「蒸気発生器の寿命は４０年」と約束していたメーカーのウエスチングハウス社相手に訴訟を起こして幕を引いたのでした。

笑顔を絶やさなかった

堀内キヨ子・義雄ご夫妻逝く

伊方町九町地区の住民で、伊方原発と闘い続けてこられた堀内キヨ子・義雄のご夫婦が、７月４日と７日に、相次いで亡くなられました。

堀内キヨ子さんは、１号炉訴訟の始めから、そして義雄さんが２号炉訴訟の原告となられてからも、ほとんど毎回の公判に、伊方の女性の皆さんとともに傍聴に参加され、伊方原発への激しい思いを明るい笑顔に包んで、原告団と弁護団の皆さんを励まし続けてこられました。

９年ほど前、高松高裁での１号炉控訴審の終りごろに、腸ガンの宣告を受け、その後何度か入、退院を繰り返してこられました。

それでも、入院中を除いては、時には松山地裁へのバスの中で横になりながらも、「原発に負けてたまるか」と、笑顔を絶やすことなく公判には参加され、その不屈さに驚くばかりでした。。

昨年末からガン末期の痛みに苦しまれながらも見舞いの人たちには、笑顔を向けて原発のことを話し、一方では、怪我のために歩行困難となられた義雄さんのことを案じながら逝かれました。

そして入院中の義雄さんも容体が急変し、キヨ子さんのあとを追って、３日後になくなられました。

謹んでおふたりのご冥福を祈り、最後まで伊方原発を追い出したいと念じておられたご遺志を継いでいきましょう。

会計報告（'93.7/1～7/31）

収入	
会費	８７、０００
ニュース講読料	４２、４００
コピー代	４、０２０
計	１３３、４２０
支出	
ニュース印刷代	２６、５００
郵送料	９、４８６
振替手数料	７５０
資料費	２、１５０
ゼロックス・リース料	１０、６０９
計	４９、４９５
差引	８３、９２５
積立金合計	２、１０８、５０３

伊方訴訟ニュース

第 240 号
1993年８月15日

伊方原発訴訟を支援する会　連絡先 〒530 大阪市北区西天満４－９－15 第一神明ビル
藤田法律事務所 電話 06－363－2112 口座 大阪３－48780

地震の恐怖

能登沖地震と北海道南西沖地震
地震予知の頼りなさを暴露

さる４月１８日に、能登半島の東端にある石川県珠洲市では、関西、中部、北陸の３電力会社連合軍による原発立地工作が激しくなる中で、その賛否を問う市長選挙が行われました。その結果は、住民側が僅少差で破れましたが、票の勘定が合わないという不正が判明し、その後も抗議運動が続いています。

その選挙を前にした２月７日の夜、珠洲市を中心に奥能登一帯は激しい地震に見舞われました。能登半島東端の沖合１０キロほどの深さ約５０キロを震源地としたマグニチュード６．６の能登半島沖地震でした。全く不意打ちで、かってなかったような激しい揺れに住民らは、改めて能登半島が地震に狙われていることを知り、市長選挙でも重要な争点となりました。

地震の直後に、金沢大学の河野教授は、能登半島北部の沖合に、少なくとも長さ約５０キロの活断層が存在しており、それが日本列島の南から押してくる太平洋プレートの力を受けて動くことが、今回も含めこれまでの一連の地震の原因であると発表し、そうした地帯に原子力施設を建設することを再検討するよう訴えました。　能登半島には、その中部に、すでに北陸電力の志賀原発が建設され、先日営業運転を開始しましたが、その安全審査資料には、河野教授が指摘した活断層は全く記載されていませんでした。

７月１２日に発生し、奥尻島を中心に大きな被害を出した北海道南西沖地震も、地震専門家にさえ、全く予想外のものでした。ユーラシアプレートと太平洋プレートとが接する地震発生地帯でしたが、１０年前の日本海中部地震で地殻のひずみはなくなり、当分は、地震は起らないとされていました。

今回の震源地の東約１００キロほどのところに北海道電力の泊原発があり、被害の情報は伝えられていませんが、その安全審査でも、日本海で発生する地震について十分な検討は行われなかったに違いありません。

北海道南西沖地震を見逃した「地震予知連絡会」も、伊方原発立地点を含む「伊予灘・安芸灘地域」は、地震の「特定観測地域」に指定してきました。「特定観測地域」とは、「歴史時代に大地震を経験した地域、活構造、活断層地域、東京等の重要地域」という基準で指定された地域のことです。しかし、垣見証人はそのことには全くふれずじまいでした。

２号炉第５０回公判
８月２７日（金）午前１０時から
松山地裁大法廷

地盤や地震についての國側垣見証人への住民側からの反対尋問が行われます。奮闘する原告らを支援する傍聴を！

驚くべき垣見証人の独断
堂々と反対尋問でくつがえして下さい

北海道中富良野町　林　幹人

「訴訟ニュース」の読者の林さんから、前号に掲載しました垣見証言を読まれての感想と激励のお手紙が送られてきましたので、以下に紹介しておきます。

伊方訴訟ニュース第２３９号をお送りいただき、有難くお礼申上げます。

２頁の「垣見証言」注意して読みました。どうもこの証言は、作為による表現のような箇所が多すぎるようです。

私は只今８３才になります老農夫でありますが、現在も後継者の農業自営を応援しながら、国に向って農産物汚染の公害防止に厳しい抵抗の請願活動を連続しております。

本件訴訟は、北海道とははるかに距離を持つような地域の出来事のように一般的には見られ勝ちですが、実は現実のものとして、目と鼻の近さにある重大な、しかもただちに人間（生き物全体）の生、即ち、生活活動に苛酷な影響をおよぼす死の灰の怖さにつながる事案であるのに、そして、北海道には泊の原子炉、幌延の核廃棄物処理の重大な問題を抱えながら、一般の目は全くそこに向けられていない。

（中略）

この際殊に注意して頂きたい事は、垣見証人の地震と断層に関係する証言です。

垣見証人は、どれほどの地質学の権威者か存じませんが、その証言は人間が学問上の推測によってしているものであって、自然的自然の持つ変異の怖さは、いつどの場所に、どれほどの損害を及ぼす事態が現出するかも知れないのです。

つい数日前起った北海道奥尻島の地震と津波。勿論地形の関係もあるでしょうが、その津波が３０メートルという怖しいものであったことを考える時、若しも万一その場所が泊原子炉の周辺で起きていたならば、道内全体が被ばくの惨禍を蒙むっていたはずです。

垣見証人の証言は、総てを断定している。学者の学説の表明というものは、もっと謙虚な姿勢でなされるのが普通であるのに、その証言の中身は殆ど、被告の側に都合よく構築された疑いすら窺える。

たとえば、「・・・いくら大規模な断層が敷地のすぐそばにあっても、地震の点からは問題がない」と。

驚くべき学問上の過信である。北海道奥尻島は、国が地震予測の危険区域外になっていた地域であるのに激震におそわれ、しかも今世紀には初めてであると云う３０メートルの高い津波に襲われて悲惨な人命の損傷をうけ、家屋、船舶の破損流出する災害が現出したのです。

次の証言：「建物の床面積、荷重、破砕帯の強度、規模、厚さとの関係で問題になるのは確かだが、破砕体の幅が建物の床面積にくらべて十分小さい場合は問題はない」

これは甚だしい断定である。斯学の研究室の学問上の研究の上に成立した学説に、自然の力、即ち地震の破壊力が配慮してくれるのか？

自然の力、地震の怖さと云うもの、さらに海岸線にあっては地震に伴う津波の破壊力は・・・、人間達の推理や憶測をはるかに超えた強大なものであることを知らなければならない。

来るべき法廷での原告側の反対尋問では、垣見証言の断定を、ひとつひとつ冷静にくつがえしてゆく必要があり、伊方原子炉の立地の実状と周辺の地形からみて、科学的に、具体的に、自然災害に対応できるかを質す為の資料の準備を急いで頂き、堂々と反対尋問によって垣見証言の一方的な独断をくつがえして下さい。

伊方１号炉訴訟判決

「最高裁判所判例集」に掲載

最高裁内に設けられています「判例委員会」は、毎月、最高裁判例の中から重要と判断したものを選んで、「最高裁判所判例集」に掲載し出版しています。その第４６巻第７号（今年４月１０日発行）に、伊方１号炉訴訟の判例が掲載されました。その内容は、以下の三判決と関連資料です。

最高裁判決と上告理由書

松山地裁第一審判決主文と事実（原、被告双方の主張の整理）

高松高裁控訴審判決主文と事実及び理由

で、合計１４００頁（Ａ５判）に及ぶ膨大なものです。

いずれの判決も、行政にもたれかかった不当なものでしたが、我が国初の原発裁判として、内容、判決ともに歴史的なものと認知されたと云えるでしょう。

トロージャン原発を閉止に追い込んだ経過

ー米国原子力学者ポラードさんの報告ー

大阪地裁では、現在、蒸気発生器細管の損傷のひどい高浜２号機の運転差し止め訴訟が進行中です。その原告有志は、７月３～１４日、米国「憂慮する科学者同盟」（ＵＣＳ）の原子力担当スタッフ、ポラード博士を招き、老朽原発の現状と将来、日本のいくつかの立地点で登場し始めているＡＰＷＲやＡＢＷＲなどの「新型軽水炉」、そして高速増殖炉などについて、米国での状況の報告を聞きました。

その中で、高浜２号機とほぼ同様の運転歴（１６年）のトロージャン原発（118 KW）が昨年末に閉止された経過について、大阪での集会で話された内容の概略を報告しておきます。

同原発を所有している電力会社は、すでに１９９２年に、傷みのひどい蒸気発生器を交換しないで１９９６年に閉止することを決定していました。その理由としては、原子力よりも安い水力が利用できること、蒸気発生器以外にも老劣化による故障が多発していたこと、そして、建設当初から粘り強い住民の反対運動が続いており、敗北しても何回も廃炉を要求する住民投票が行われたこと、などがあげられます。

それでも、閉止までの運転をなんとか続けさせようと、原子力規制委員会（ＮＲＣ）も